

## 長生村子ども運動教室事業業務委託受注者選定プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、長生村立こども園で子どもの運動教室を実施するにあたり、業務を受注する事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業概要

- (1) 業務名 長生村子ども運動教室事業業務委託
- (2) 発注者 長生村
- (3) 委託期間 令和8年5月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業費 8,917,920円（消費税及び地方消費税含む）を提案上限とする。

年度別上限額	令和8年度	2,860,176円
	令和9年度	2,972,640円
	令和10年度	3,085,104円
- (5) 履行場所 長生村立こども園（3施設）
- (6) 業務内容 「長生村子ども運動教室事業業務委託仕様書」のとおり

### 3 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 長生村入札参加資格者名簿に登録されている事業者。
- (2) 長生村入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 長生村建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 長生村入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人及びその役員等が、長生村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではない事業者。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者であること。

- (10) 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本社（店）、支社（店）、営業所（出張所）を有する者であること。
- (11) 過去に千葉県内の1以上の市区町村において、提案業務または類似業務の事業実績があること
- (12) 過去3年間（現在を含む）で長生村と業務委託契約関係がある事業者。

#### 4 選定スケジュール

内容	日程等
実施要領等公表期間	令和8年3月16日（月）～3月27日（金）
質問受付期間	令和8年3月16日（月）～3月24日（火）午後3時まで
質問回答期限	令和8年3月25日（水）
参加申込書の受付期間	令和8年3月16日（月）～3月27日（金）午後3時まで
参加承認不承認の通知	令和8年3月31日（火）午後3時までに通知
企画提案書等の提出	令和8年4月1日（水）～4月8日（水）午後3時まで
審査会	令和8年4月9日（木）（予定）
審査結果の通知	令和8年4月13日（月）（予定）

#### 5 質問・回答

##### (1) 質問の受付

##### ① 提出方法

原則としてFAXまたは電子メール等により文書で行うこと。様式は任意とする。

##### ② 受付期間

令和8年3月16日（月）～3月24日（火）午後3時まで

##### ③ 提出先

別記提出先

##### (2) 回答

電子メールにより随時行い、3月25日（水）までに全ての回答を行う。なお、質問及び回答の内容は原則として質問者及びすべての参加者宛てに質問者匿名で通知する。

#### 6 参加申込等

本プロポーザルへの参加手続きは次のとおりとする。

##### (1) 提出書類

提出期間中に下記の①～⑥の書類を作成し、提出すること。なお、代表者印等の押印は不要とする。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（業務内容、会社規模、従業員数など）が分かるもの  
※パンフレットも可
- ③ 業務実績表（任意様式）  
※提案業務または類似業務の事業実績を記載すること。  
※関連会社の実績は含めないこと。
- ④ 長生村との業務委託実績表（任意様式）  
※過去3年間（現在を含む）において長生村との委託契約の実績を記すこと。
- ⑤ 主担当者経歴書（任意様式）
- ⑥ 担当者一覧表（任意様式）

## (2) 提出期間

令和8年3月16日（月）～3月27日（金）午後3時まで

## (3) 提出方法

別記提出先に持参または郵送により提出すること。また、別に電子データでも提出すること。

## (4) 提出にあたっての指示事項

先に挙げた提出書類の左にある番号をインデックス番号とし、当該番号を記載したインデックスを付した無地白紙をしおりとしたうえで、提出書類を綴じること。また、A4フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙には件名、法人名を記載したシールを添付すること。

## (5) 承認・不承認等

- ① 参加資格等を確認後、本プロポーザル参加への承認・不承認の連絡を電子メールにて行う。
- ② 承認を受けない限り、本プロポーザルへの参加はできないものとする。
- ③ 参加表明書等を提出したにも関わらず、3月31日（火）午後3時までに承認・不承認の連絡がない場合は、3月31日（火）午後5時までに別記問合せ先へ電話連絡すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を作成し、提出すること。なお、任意様式による作成で可とする。書類サイズは全てA4とし、正本1部、副本（正本の写しでも可）7部を作成すること。

#### ① 企画提案書表紙

- ・作成日付、法人名、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先（本プロポーザルについて長生村から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

## ② 企画提案書

仕様書をもとに下記要件を具体的に記載すること。

- ・本事業の目的に対する基本的な考え方
- ・活動カリキュラム及び使用予定の教材等
- ・事業全体及びこども園での活動の実施体制
- ・派遣する講師の資格・経歴・実績等

提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。  
その他必要と思われる資料等がある場合は添付可能とする。

提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

## ③ 見積書

あて先は「長生村長職務代理者 長生村副村長 田中 喜宣」とし、作成日付、法人名、代表者職氏名を記載のうえ、押印すること。

年度別内訳、費用の内訳を記載すること。

### (2) 提出期間

令和8年4月1日（水）～4月8日（水）午後3時まで

### (3) 提出方法

事務局に持参または郵送により提出すること。

## 8 審査について

### (1) 審査方法

提出書類に基づき、長生村職員で組織する長生村子ども運動教室事業業務委託受注者選定審査会により書類審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

### (2) 審査会実施日（予定）

令和8年4月9日（木）

### (3) 結果通知

選定結果は、参加事業者すべてに対し、担当者の電子メール宛てに4月13日（月）（予定）までに通知する。なお、選定に対する異議には応じない。また、参加者が1者であっても審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、長生村が定める最低基準点に満たない場合は不採用とする。

## 9 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準
(1) 企画・提案内容	①基本的考え方
	②取組意欲・姿勢
	③安全管理体制
	④費用対効果
	⑤提案の実現性
	⑥提案の独創性
(2) 業務実績等	①業務実績
	②業務実施体制

## 10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限内に提案書等が提出されない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (4) 提出された見積価格が長生村の契約限度額を超えている場合
- (5) 参加表明書提出の日から契約日まで長生村から指名停止措置を受けた場合
- (6) 長生村暴力団排除条例及び千葉県暴力団排除条例の規定に違反する行為があった場合または行う恐れがある場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 全各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員が失格であると認めた場合

## 11 契約事項

- (1) 優先交渉権者と長生村において協議の上、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- (2) 最終的な業務仕様は、優先交渉権者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

## 12 書類提出先・問合せ先（事務局）

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村教育委員会子ども教育課子育て支援係

TEL：0475-32-2117

FAX：0475-32-1194

E-Mail : [kodomo@vill.chosei.lg.jp](mailto:kodomo@vill.chosei.lg.jp)

### 1 3 注意事項等

- (1) 参加申込書及び企画提案書等の提出は、1者につき1つとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、長生村が本件の報告、説明及び公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、長生村情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 企画提案書等の内容をそのまま採用して業務委託を行うものではない。
- (6) 提出書類等は一切返却しない。